

継続して川口市に原動機付自転車等を置かれる場合について

原動機付自転車に付ける標識、かかる税金は、原動機付自転車を通常置かれる場所（＝定置場）の市区町村役場が管轄することになります。

あなたは市外転出又は出国されましたが、原動機付自転車を引き続き川口市内に置かれる場合は、以下に記入のうえ、川口市役所市民税課あてご郵送ください。（ご家族の方の申告も可能です。）

別紙含め、いずれの手続きもされない場合、原動機付自転車の使用の実態が不明確になるため、今後、適正な課税ができなくなるおそれがございます。お早めにお手続きされますよう、よろしくお願いいたします。

.....キリトリ線.....

<<定置場申告書>>

.....キリトリ線.....

市外に転出しましたが、定置場は川口市内の下記の住所であることを申告します。

標識番号 _____

定置場住所 〒 _____ 川口市 _____

届出者氏名 _____ TEL _____